

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 東京都
（氏名） A

上記被審人に対する平成28年度（判）第2号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官高橋良徳、審判官城處琢也、同君島直之から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金1965万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成28年8月3日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第14号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成28年6月2日

金 融 庁 長 官 森 信 親

(別紙1)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第14号に該当

被審人は、株式の売買を誘引する目的をもって、東京都中央区日本橋兜町2番1号の株式会社東京証券取引所において、別表記載のとおり

- (1) 東京証券取引所マザーズ市場（以下「マザーズ市場」という。）に上場されている株式会社メドレックス（以下「メドレックス」という。）の株式につき、平成27年1月23日午後0時32分頃から同月27日午後1時2分頃までの間、3取引日において、B証券株式会社及びC証券株式会社を介し、直前の約定値より高指値の売り注文と買い注文を対当させて株価を引き上げたり、直前の約定値より高指値の買い注文を連続して発注して株価を引き上げるなどの方法により、同株式合計18万5000株を買い付ける一方、同株式合計15万6100株を売り付け
- (2) マザーズ市場に上場されている株式会社フィックスターズ（以下「フィックスターズ」という。）の株式につき、同月23日午前9時1分頃から同月27日午後0時40分頃までの間、3取引日において、B証券株式会社及びC証券株式会社を介し、前記同様の方法により、同株式合計7万2000株を買い付ける一方、同株式合計8万200株を売り付け
- (3) マザーズ市場に上場されているアキュセラ・インク（以下「アキュセラ」という。）の株式につき、同月23日午後1時9分頃から同月26日午前10時3分頃までの間、2取引日において、B証券株式会社及びC証券株式会社を介し、前記同様の方法により、同株式合計2万4600株を買い付ける一方、同株式合計1万8200株を売り付け

もって、自己の計算において、メドレックス、フィックスターズ及びアキュセラの各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同市場における上記各株式の相場を変動させるべき一連の売買をしたものである。

(別表)

メドレックス

(単位：株)

取引年月日	証券会社	売買株数	
		売付け	買付け
平成27年1月23日	B証券	3,700	2,000
	C証券	100	6,700
平成27年1月26日	B証券	92,500	95,800
	C証券	1,000	14,900
平成27年1月27日	B証券	55,800	65,600
	C証券	3,000	0
合計		156,100	185,000

フィックスターズ

(単位：株)

取引年月日	証券会社	売買株数	
		売付け	買付け
平成27年1月23日	B証券	12,800	12,700
	C証券	7,200	0
平成27年1月26日	B証券	50,000	49,700
	C証券	0	0
平成27年1月27日	B証券	10,200	8,000
	C証券	0	1,600
合計		80,200	72,000

アキュセラ

(単位：株)

取引年月日	証券会社	売買株数	
		売付け	買付け
平成27年1月23日	B証券	500	700
	C証券	0	2,400
平成27年1月26日	B証券	17,700	21,500
	C証券	0	0
合計		18,200	24,600

(別紙2)

2 法令の適用

法第174条の2第1項、第8項、第159条第2項第1号、第176条第2項、
金融商品取引法施行令第33条の13第1号

3 課徴金の計算の基礎

別紙1の別表の各違反行為に係る課徴金の額の計算の基礎は以下のとおりである。

- (1) 法第174条の2第1項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は
ア 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量に係るものについて、自己の
計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価
証券の買付け等の価額を控除した額

及び

- イ 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等又は買付け等
の数量が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等又は売
付け等の数量を超える場合、当該超える数量に係る有価証券の売付け等の価
額から当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日におけ
る当該違反行為に係る有価証券の買付け等についての法第130条に規定
する最低の価格のうち最も低い価格に当該超える数量を乗じて得た額を控
除した額、又は当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日
における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第130条
に規定する最高の価格のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た
額から当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

の合計額として算定。

- (2) 上記(1)で算定された課徴金の額につき、法第176条第2項の規定により1万
円未満の端数を切り捨てて算定。
- (3) 上記(2)によりそれぞれ算定した額を合計し、課徴金の額とする。

以上につき、別紙3のとおり。

(別紙3)

別紙1の別表に掲げる事実につき

1. メドレックス株式の取引について

- (1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、156,100株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量185,000株に、法第174条の2第8項及び金融商品取引法施行令第33条の13第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(854円)で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量50,800株を加えた235,800株である

ことから

- ① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(156,100株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(853円×100株+859円×300株+860円×100株+861円×300株
+862円×100株+863円×700株+864円×600株+866円×1,800株
+867円×600株+868円×800株+869円×200株+873円×100株
+874円×1,100株+876円×1,000株+879円×400株+889円×100株
+899円×800株+901円×100株+903円×1,500株+908円×2,800株
+909円×3,000株+912円×1,800株+915円×3,200株
+917円×1,800株+918円×2,000株+919円×5,000株
+923円×800株+924円×300株+925円×1,500株+926円×5,100株
+927円×2,000株+928円×6,900株+929円×3,100株
+930円×200株+931円×1,000株+932円×1,900株+933円×300株
+934円×3,600株+937円×500株+938円×2,300株+939円×200株
+940円×900株+941円×3,500株+942円×300株+943円×2,100株
+944円×1,700株+945円×1,000株+946円×2,500株
+947円×1,200株+948円×2,700株+949円×4,600株
+950円×5,400株+951円×1,100株+952円×2,000株
+953円×3,600株+954円×500株+955円×2,300株
+956円×2,200株+957円×300株+958円×300株+959円×3,000株
+960円×700株+961円×100株+962円×5,200株+963円×1,300株
+964円×500株+965円×3,200株+966円×200株+967円×700株
+969円×6,200株+975円×6,000株+976円×1,200株
+979円×400株+980円×500株+982円×400株+983円×100株

+984 円×1,100 株+987 円×1,700 株+988 円×1,300 株
 +989 円×2,300 株+990 円×2,200 株+991 円×800 株+992 円×200 株
 +993 円×200 株+996 円×2,900 株+997 円×3,600 株+998 円×200 株
 +999 円×5,500 株+1,000 円×3,600 株+1,001 円×100 株
 +1,004 円×1,000 株+1,007 円×700 株+1,008 円×800 株)
 - (854 円×50,900 株+855 円×400 株+859 円×700 株+860 円×300 株
 +861 円×400 株+862 円×600 株+863 円×1,000 株+864 円×1,300 株
 +865 円×1,700 株+866 円×1,800 株+867 円×1,900 株
 +868 円×100 株+869 円×200 株+874 円×1,000 株+875 円×400 株
 +876 円×300 株+877 円×200 株+878 円×200 株+879 円×800 株
 +880 円×3,500 株+881 円×100 株+884 円×100 株+885 円×400 株
 +886 円×600 株+889 円×200 株+890 円×1,800 株+893 円×100 株
 +894 円×600 株+895 円×1,000 株+896 円×100 株+897 円×600 株
 +898 円×200 株+899 円×1,200 株+900 円×400 株+901 円×300 株
 +902 円×400 株+903 円×1,300 株+904 円×200 株+905 円×800 株
 +906 円×400 株+907 円×600 株+908 円×3,600 株+909 円×3,200 株
 +910 円×200 株+911 円×100 株+912 円×1,700 株+913 円×400 株
 +915 円×3,100 株+916 円×300 株+917 円×1,700 株
 +918 円×2,800 株+919 円×4,900 株+923 円×800 株+924 円×300 株
 +925 円×2,400 株+926 円×4,800 株+927 円×2,700 株
 +928 円×6,500 株+929 円×2,900 株+931 円×100 株
 +932 円×1,900 株+933 円×800 株+934 円×3,700 株+935 円×300 株
 +936 円×100 株+937 円×800 株+938 円×2,800 株+939 円×500 株
 +940 円×900 株+941 円×1,700 株+942 円×700 株+943 円×1,300 株
 +944 円×2,600 株+945 円×2,600 株+946 円×2,600 株
 +947 円×1,100 株+948 円×2,400 株+949 円×1,300 株
 +950 円×700 株+952 円×500 株+954 円×300 株+955 円×2,800 株
 +956 円×2,100 株)
 = 7,988,000 円

及び

- ② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量（235,800 株）が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量（156,100 株）を超えていることから、当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第 130 条に規定する最高の価格のうち最も高い価格（974 円）に当該超える数量 79,700 株（235,800 株－156,100 株）を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

(974 円×79,700 株)
 - (947 円×100 株+948 円×200 株+949 円×3,700 株+950 円×8,200 株
 +951 円×600 株+952 円×800 株+953 円×3,100 株+954 円×400 株
 +958 円×500 株+959 円×3,100 株+960 円×1,500 株
 +961 円×1,000 株+962 円×4,600 株+963 円×1,100 株
 +964 円×600 株+965 円×500 株+966 円×200 株+967 円×900 株
 +968 円×400 株+969 円×6,200 株+970 円×300 株+973 円×100 株
 +974 円×500 株+975 円×6,000 株+976 円×1,100 株+977 円×500 株
 +979 円×500 株+980 円×200 株+982 円×100 株+983 円×600 株
 +984 円×1,300 株+985 円×100 株+986 円×300 株+987 円×2,100 株
 +988 円×2,800 株+989 円×500 株+990 円×3,100 株+991 円×900 株
 +992 円×900 株+993 円×1,000 株+994 円×800 株+995 円×500 株
 +996 円×2,300 株+997 円×3,000 株+998 円×300 株
 +999 円×5,400 株+1,000 円×3,300 株+1,001 円×500 株
 +1,002 円×200 株+1,004 円×1,100 株+1,007 円×700 株
 +1,008 円×1,000 株)
 = -84,100 円となることから、0 円
 の合計額 7,988,000 円となる。

(2) 法第 176 条第 2 項の規定により、上記(1)で計算した額の 1 万円未満の端数を切り捨て、7,980,000 円。

2. フィックスターズ株式の取引について

(1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、80,200 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量 72,000 株に、法第 174 条の 2 第 8 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 1 3 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格 (2,636 円) で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 31,500 株を加えた 103,500 株である

ことから

① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (80,200 株) に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(2,565 円×200 株+2,570 円×900 株+2,571 円×400 株
 +2,577 円×200 株+2,578 円×300 株+2,579 円×400 株
 +2,580 円×1,100 株+2,581 円×400 株+2,582 円×200 株

+2,583 円×100 株+2,585 円×700 株+2,586 円×100 株
+2,589 円×300 株+2,590 円×100 株+2,591 円×100 株
+2,592 円×100 株+2,593 円×100 株+2,598 円×100 株
+2,599 円×100 株+2,600 円×100 株+2,602 円×100 株
+2,603 円×200 株+2,604 円×100 株+2,611 円×100 株
+2,613 円×100 株+2,614 円×200 株+2,615 円×100 株
+2,616 円×200 株+2,617 円×200 株+2,618 円×200 株
+2,619 円×300 株+2,620 円×300 株+2,621 円×100 株
+2,622 円×100 株+2,624 円×200 株+2,625 円×100 株
+2,627 円×300 株+2,629 円×100 株+2,630 円×400 株
+2,631 円×400 株+2,632 円×200 株+2,633 円×100 株
+2,635 円×100 株+2,636 円×200 株+2,637 円×200 株
+2,638 円×100 株+2,639 円×100 株+2,642 円×200 株
+2,644 円×100 株+2,645 円×200 株+2,648 円×300 株
+2,649 円×100 株+2,654 円×300 株+2,659 円×100 株
+2,679 円×100 株+2,680 円×200 株+2,681 円×200 株
+2,682 円×100 株+2,683 円×300 株+2,684 円×200 株
+2,685 円×400 株+2,687 円×100 株+2,689 円×100 株
+2,701 円×100 株+2,708 円×100 株+2,710 円×100 株
+2,719 円×100 株+2,722 円×200 株+2,723 円×500 株
+2,724 円×400 株+2,725 円×200 株+2,726 円×300 株
+2,727 円×100 株+2,728 円×400 株+2,729 円×300 株
+2,730 円×200 株+2,731 円×200 株+2,733 円×300 株
+2,734 円×400 株+2,735 円×300 株+2,737 円×200 株
+2,738 円×300 株+2,739 円×100 株+2,741 円×200 株
+2,742 円×300 株+2,743 円×200 株+2,744 円×400 株
+2,745 円×200 株+2,749 円×100 株+2,750 円×400 株
+2,756 円×700 株+2,760 円×100 株+2,765 円×100 株
+2,767 円×200 株+2,768 円×900 株+2,769 円×800 株
+2,770 円×600 株+2,771 円×600 株+2,775 円×200 株
+2,776 円×500 株+2,786 円×400 株+2,788 円×100 株
+2,793 円×300 株+2,794 円×800 株+2,795 円×800 株
+2,796 円×100 株+2,797 円×1,400 株+2,798 円×500 株
+2,799 円×400 株+2,801 円×100 株+2,803 円×400 株
+2,804 円×100 株+2,805 円×1,200 株+2,806 円×400 株
+2,807 円×200 株+2,808 円×600 株+2,809 円×700 株
+2,810 円×800 株+2,811 円×500 株+2,813 円×400 株

+2,815 円×500 株+2,816 円×700 株+2,818 円×300 株
 +2,819 円×100 株+2,824 円×2,200 株+2,826 円×600 株
 +2,827 円×200 株+2,828 円×100 株+2,831 円×100 株
 +2,837 円×200 株+2,839 円×500 株+2,842 円×700 株
 +2,851 円×700 株+2,852 円×100 株+2,853 円×100 株
 +2,856 円×100 株+2,858 円×700 株+2,869 円×600 株
 +2,870 円×100 株+2,874 円×100 株+2,876 円×100 株
 +2,880 円×200 株+2,885 円×100 株+2,888 円×200 株
 +2,892 円×100 株+2,900 円×1,000 株+2,901 円×200 株
 +2,908 円×100 株+2,909 円×100 株+2,917 円×100 株
 +2,924 円×200 株+2,925 円×200 株+2,927 円×100 株
 +2,930 円×100 株+2,931 円×100 株+2,933 円×700 株
 +2,934 円×100 株+2,935 円×100 株+2,936 円×100 株
 +2,937 円×200 株+2,938 円×700 株+2,947 円×100 株
 +2,948 円×100 株+2,955 円×200 株+2,956 円×300 株
 +2,959 円×100 株+2,960 円×1,500 株+2,961 円×100 株
 +2,964 円×700 株+2,966 円×100 株+2,971 円×100 株
 +2,972 円×100 株+2,975 円×1,100 株+2,978 円×100 株
 +2,979 円×4,000 株+2,981 円×100 株+2,982 円×200 株
 +2,983 円×100 株+2,984 円×300 株+2,986 円×100 株
 +2,993 円×200 株+2,998 円×4,100 株+2,999 円×7,200 株
 +3,000 円×1,200 株+3,005 円×3,000 株+3,010 円×2,200 株
 +3,015 円×2,100 株+3,020 円×2,000 株)

- (2,583 円×100 株+2,590 円×100 株+2,591 円×100 株
 +2,601 円×200 株+2,602 円×100 株+2,605 円×100 株
 +2,611 円×200 株+2,612 円×100 株+2,613 円×100 株
 +2,614 円×200 株+2,615 円×100 株+2,616 円×100 株
 +2,617 円×100 株+2,618 円×200 株+2,619 円×100 株
 +2,620 円×300 株+2,624 円×200 株+2,626 円×100 株
 +2,627 円×200 株+2,628 円×100 株+2,629 円×100 株
 +2,630 円×200 株+2,631 円×200 株+2,632 円×200 株
 +2,633 円×100 株+2,636 円×31,700 株+2,637 円×200 株
 +2,638 円×100 株+2,641 円×100 株+2,642 円×200 株
 +2,643 円×100 株+2,644 円×100 株+2,645 円×200 株
 +2,648 円×300 株+2,656 円×100 株+2,678 円×100 株
 +2,679 円×300 株+2,680 円×100 株+2,681 円×100 株
 +2,682 円×100 株+2,683 円×300 株+2,684 円×200 株

+2,685 円×100 株+2,687 円×100 株+2,692 円×100 株
+2,701 円×100 株+2,708 円×100 株+2,710 円×100 株
+2,718 円×100 株+2,719 円×100 株+2,720 円×200 株
+2,721 円×100 株+2,722 円×300 株+2,723 円×300 株
+2,724 円×300 株+2,725 円×200 株+2,726 円×400 株
+2,727 円×100 株+2,728 円×100 株+2,729 円×300 株
+2,730 円×200 株+2,731 円×200 株+2,732 円×100 株
+2,733 円×200 株+2,734 円×200 株+2,735 円×200 株
+2,737 円×200 株+2,738 円×100 株+2,739 円×200 株
+2,740 円×100 株+2,741 円×200 株+2,742 円×500 株
+2,743 円×300 株+2,744 円×400 株+2,749 円×100 株
+2,756 円×1,000 株+2,757 円×100 株+2,766 円×100 株
+2,767 円×100 株+2,768 円×1,000 株+2,769 円×500 株
+2,770 円×200 株+2,771 円×200 株+2,775 円×200 株
+2,776 円×600 株+2,788 円×100 株+2,791 円×100 株
+2,793 円×200 株+2,794 円×800 株+2,795 円×800 株
+2,796 円×400 株+2,798 円×100 株+2,799 円×400 株
+2,801 円×200 株+2,803 円×500 株+2,805 円×500 株
+2,806 円×600 株+2,807 円×200 株+2,808 円×900 株
+2,809 円×700 株+2,810 円×100 株+2,811 円×500 株
+2,812 円×100 株+2,813 円×400 株+2,815 円×200 株
+2,816 円×1,000 株+2,817 円×100 株+2,818 円×100 株
+2,819 円×100 株+2,820 円×1,000 株+2,821 円×100 株
+2,824 円×1,000 株+2,826 円×100 株+2,831 円×100 株
+2,837 円×100 株+2,839 円×500 株+2,850 円×600 株
+2,851 円×700 株+2,854 円×100 株+2,856 円×100 株
+2,858 円×600 株+2,865 円×100 株+2,869 円×600 株
+2,888 円×100 株+2,899 円×100 株+2,900 円×200 株
+2,908 円×100 株+2,919 円×100 株+2,923 円×200 株
+2,924 円×100 株+2,925 円×100 株+2,926 円×100 株
+2,927 円×100 株+2,931 円×100 株+2,932 円×200 株
+2,933 円×1,000 株+2,935 円×400 株+2,936 円×100 株
+2,937 円×200 株+2,938 円×200 株+2,940 円×100 株
+2,949 円×500 株+2,950 円×1,500 株+2,955 円×100 株
+2,956 円×200 株+2,958 円×200 株+2,959 円×100 株
+2,960 円×700 株+2,965 円×200 株+2,966 円×200 株
+2,967 円×200 株+2,970 円×600 株+2,973 円×100 株

+2,975 円×1,200 株+2,976 円×400 株+2,977 円×100 株
+2,978 円×100 株+2,979 円×4,100 株+2,980 円×1,500 株
+2,985 円×100 株+2,987 円×100 株+2,990 円×600 株
+2,998 円×900 株)

= 7,539,100 円

及び

② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量（103,500 株）が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量（80,200 株）を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格（3,040 円）に当該超える数量 23,300 株（103,500 株－80,200 株）を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額
（3,040 円×23,300 株）

－（2,822 円×100 株+2,837 円×100 株+2,846 円×200 株
+2,850 円×100 株+2,866 円×100 株+2,867 円×100 株
+2,868 円×100 株+2,870 円×100 株+2,878 円×100 株
+2,880 円×400 株+2,882 円×100 株+2,886 円×100 株
+2,892 円×100 株+2,902 円×100 株+2,916 円×100 株
+2,921 円×100 株+2,923 円×100 株+2,924 円×200 株
+2,926 円×100 株+2,929 円×200 株+2,930 円×100 株
+2,934 円×100 株+2,935 円×100 株+2,936 円×200 株
+2,937 円×100 株+2,942 円×100 株+2,947 円×100 株
+2,949 円×100 株+2,959 円×100 株+2,960 円×100 株
+2,961 円×100 株+2,968 円×100 株+2,969 円×100 株
+2,972 円×100 株+2,978 円×100 株+2,980 円×100 株
+2,981 円×100 株+2,982 円×200 株+2,983 円×100 株
+2,984 円×300 株+2,985 円×100 株+2,986 円×100 株
+2,995 円×400 株+2,997 円×400 株+2,998 円×3,900 株
+2,999 円×5,100 株+3,005 円×2,400 株+3,010 円×1,900 株
+3,015 円×2,100 株+3,020 円×1,900 株)

= 1,240,800 円

の合計額 8,779,900 円となる。

(2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切り捨て、8,770,000 円。

3. アキュセラ株式の取引について

- (1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、18,200株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量 24,600株に、法第174条の2第8項及び金融商品取引法施行令第33条の13第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（651円）で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 31,500株を加えた56,100株である

ことから

- ① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（18,200株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (655 \text{円} \times 200 \text{株} + 658 \text{円} \times 100 \text{株} + 659 \text{円} \times 400 \text{株} + 661 \text{円} \times 300 \text{株} \\ & + 664 \text{円} \times 400 \text{株} + 665 \text{円} \times 100 \text{株} + 666 \text{円} \times 500 \text{株} + 667 \text{円} \times 100 \text{株} \\ & + 668 \text{円} \times 1,100 \text{株} + 669 \text{円} \times 400 \text{株} + 671 \text{円} \times 100 \text{株} + 676 \text{円} \times 100 \text{株} \\ & + 677 \text{円} \times 1,100 \text{株} + 678 \text{円} \times 100 \text{株} + 679 \text{円} \times 1,100 \text{株} + 681 \text{円} \times 500 \text{株} \\ & + 682 \text{円} \times 2,400 \text{株} + 683 \text{円} \times 500 \text{株} + 684 \text{円} \times 100 \text{株} + 687 \text{円} \times 900 \text{株} \\ & + 688 \text{円} \times 100 \text{株} + 689 \text{円} \times 1,200 \text{株} + 690 \text{円} \times 200 \text{株} + 692 \text{円} \times 2,400 \text{株} \\ & + 693 \text{円} \times 100 \text{株} + 694 \text{円} \times 1,500 \text{株} + 696 \text{円} \times 2,000 \text{株} + 698 \text{円} \times 200 \text{株}) \\ & - (651 \text{円} \times 18,200 \text{株}) \\ & = 580,600 \text{円} \end{aligned}$$

及び

- ② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量（56,100株）が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量（18,200株）を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格（730円）に当該超える数量 37,900株（56,100株 - 18,200株）を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (730 \text{円} \times 37,900 \text{株}) \\ & - (651 \text{円} \times 13,400 \text{株} + 653 \text{円} \times 100 \text{株} + 654 \text{円} \times 700 \text{株} + 655 \text{円} \times 400 \text{株} \\ & + 657 \text{円} \times 100 \text{株} + 658 \text{円} \times 700 \text{株} + 659 \text{円} \times 1,200 \text{株} + 660 \text{円} \times 900 \text{株} \\ & + 661 \text{円} \times 300 \text{株} + 664 \text{円} \times 400 \text{株} + 665 \text{円} \times 500 \text{株} + 666 \text{円} \times 500 \text{株} \\ & + 667 \text{円} \times 100 \text{株} + 668 \text{円} \times 1,100 \text{株} + 669 \text{円} \times 1,800 \text{株} + 670 \text{円} \times 100 \text{株} \\ & + 671 \text{円} \times 100 \text{株} + 676 \text{円} \times 100 \text{株} + 677 \text{円} \times 1,100 \text{株} + 678 \text{円} \times 100 \text{株} \\ & + 679 \text{円} \times 1,100 \text{株} + 680 \text{円} \times 100 \text{株} + 681 \text{円} \times 400 \text{株} + 682 \text{円} \times 2,600 \text{株} \\ & + 683 \text{円} \times 500 \text{株} + 684 \text{円} \times 200 \text{株} + 685 \text{円} \times 300 \text{株} + 687 \text{円} \times 1,100 \text{株}) \end{aligned}$$

+688 円×100 株+689 円×1,200 株+690 円×100 株+692 円×2,400 株
+693 円×100 株+694 円×1,700 株+695 円×100 株+696 円×2,000 株
+698 円×200 株)
= 2,322,500 円
の合計額 2,903,100 円となる。

(2) 法第 176 条第 2 項の規定により、上記(1)で計算した額の 1 万円未満の端数を切り捨て、2,900,000 円。

4. 上記 1 ないし 3 により算定した額の合計

(7,980,000 円+8,770,000 円+2,900,000 円) =19,650,000 円